

令和2年  
2/1施行

# ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

昨年7月の京都アニメーション火災事件を受け、2月1日からガソリンスタンドで、ガソリンを携行缶に入れて購入される方に対して、

- ① **本人確認**（運転免許証の提示など）
- ② **ガソリンの使用目的**

を確認することが**義務付け**られました。

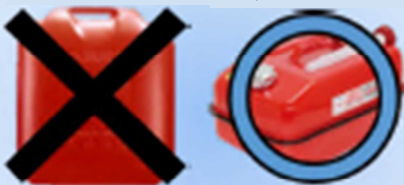
本人確認をさせていただきます。

使用の目的はなんですか？



## ⚠️ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠️

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

### ！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

魚沼市消防本部 予防課

TEL. 025-792-7168 FAX. 025-792-8441

Mail: yobo@city.uonuma.lg.jp